3 Q&A

(1) 令和6年12月2日以降に保険証は使えないの?



法改正により、従来の保険証は令和6年12月2日に廃止され、マイナ保険証(保険証利用登録がされたマイナンバーカード)での受診を基本とする仕組みに移行します。ただし、経過措置によって、令和6年12月1日時点でお手元にある有効な保険証は、廃止日以降も保険証に記載のある有効期限まで使用することが可能です。

- ※令和7年7月31日までに後期高齢者医療制度へ移行する方など、一部の方は有効期限が異なる場合があります。
- ※有効期限は保険者によって異なる場合があります。

(2) マイナ保険証を利用できない人は令和7年8月1日以降どうなるの?



マイナンバーカードをお持ちでない方やマイナンバーカードに保険情報が登録できない方等には、令和7年8月1日から1年間使用できる「資格確認書」(従来の保険証に代わるもの)を令和7年7月下旬に送付する予定です。

職場の健康保険の脱退に伴う国民健康保険の加入手続き、または、職場の健康保険 へ加入に伴う国民健康保険の脱退手続きは、保険証が廃止された後も必要なの?



半田市国民健康保険にかかる加入手続き及び脱退手続きは、保険証廃止後も必要です。マイナ保険証をお使いの場合も同様に手続きは必要となります。

Q4 マイナ保険証についてもっと知りたい場合はどうすればいいの?



国の制度改正の内容やマイナ保険証全般に関しては、国が問合わせ先を設けています。 下記の「マイナンバー総合フリーダイヤル」へお問合わせください。

国民健康保険被保険者証 (保険証)の更新について▶



よくある質問 (健康保険証との一体化)について



【問合わせ】

国民健康保険について 国保年金課 ☎84-0651 マイナンバーの保険証利用について マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178